

(改訂版)  
北九州市特別支援教育推進プラン  
令和5年2月  
北九州市教育委員会

はじめに

北九州市では、令和元年に策定された「第2期北九州市子どもの未来をひらく教育プラン」に基づいて教育の振興を図っており、特別支援教育の充実はその重点取組の一つとして位置付けられています。

これまでの取組により、特別支援学級の新増設、小学校における巡回型の通級による指導（特別支援教室）の導入、東部地域における特別支援学校の移転・建替え（令和7年度竣工予定）、西部地域における

特別支援学校の改築などの一定の成果を上げつつあります。

一方で、教育的ニーズのある子どもの数は増加傾向にあり、また個々の状態や必要な指導・支援の在り方も様々であることから、相談支援体制の整備、特別支援教育を担当する教職員の確保と専門性の育成、

医療的ケア児に対する支援、1人1台端末の整備によるICTの利活用、多様化するニーズに対応するための関係機関・専門家等との連携構築や施設・設備面の整備等が対応すべき課題となっています。

令和3年1月に「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」として中央教育審議会の答申が出されました。その中で、

「新時代の特別支援教育の在り方について」の基本的考え方として、特別支援教育は、障害により特別な支援を必要とする子どもが在籍する全ての学校において実施されるものであることや、インクルーシブ

教育システムの理念を構築し、特別支援教育を進展させていくために、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備を着実に進めて

いく必要があることが示されました。

そこで、こうした動向も踏まえた上で、本市における特別支援教育の課題を整理し、中長期的な視点で本市の特別支援教育の方向性を定め、多様な教育的ニーズにより適切に対応していくことができるよう、

「北九州市特別支援教育推進プラン」を改訂いたしました。

このプランは、外部有識者等によって構成された「北九州市特別支援教育推進プランに係る懇話会」での議論、さらに、市議会での議論やパブリックコメントを通じて寄せられた市民の意見など、たくさんの

方々の思いが詰まったプランです。

本プランを基に、子どもたちの可能性を生かす・引き出す教育の充実、子どもたちの「わかる」・「できる」喜びの実感につなげ、子どもたちの「生きる力」の育成に努めるとともに、子どもたちや保護者、

市民の皆様の障害者理解を促進し、共生社会の形成に結び付けていくことができるよう、取組の充実を図っていきたいと考えています。

本プランの改訂にあたり、ご協力いただきました皆様に感謝申し上げますとともに、特別支援教育に対する市民や関係者の皆様のさらなるご支援とご協力をよろしくお願いいたします。

令和5年2月  
北九州市教育委員会

目次

## 第1章 特別支援教育に係る動向及びこれまでの取組

1. 国内外の動向
2. 北九州市におけるこれまでの取組（障害者福祉、子育て支援及び教育分野）

## 第2章 北九州市における特別支援教育の現状と課題

1. 北九州市の特別支援教育の現状と課題
2. 「北九州市教育大綱」における特別支援教育の位置付け
3. SDGsと特別支援教育の関係
4. 外部有識者等からの意見

### 第3章 「北九州市特別支援教育推進プラン」について

1. プランの趣旨及び位置付け
2. プランの期間
3. プランの方向性
4. 「5つの視点」

### 第4章 「5つの視点」を踏まえた特別支援教育の在り方

1. 一人一人に着目した連続性のある指導・支援の充実  
(子どもたちへの支援の在り方等)
  - (1) 通常のカリキュラムの中でできる個別の配慮や支援を求めやすい雰囲気づくりなどの工夫
  - (2) 障害特性に応じた指導・支援方法の研究・周知
  - (3) 「個別の指導計画」、「個別の教育支援計画」及び「移行支援計画」の作成・活用
  - (4) 「交流及び共同学習」の推進
  - (5) 就労支援の充実、福祉等との連携
2. 相談支援体制の整備（保護者や学校、関係機関等への支援の在り方等）
  - (1) 関係局・機関等との連携強化、特別支援学校のセンター的機能の充実
  - (2) 相談窓口等を分かりやすく周知
  - (3) 学校や関係機関等に対する特別支援教育の理解の推進
3. 教員の専門性の向上、外部人材等の活用（専門性確保の在り方等）
  - (1) 教職員の指導力及び専門性の向上
  - (2) 特別支援教育担当者や特別支援教育コーディネーター等への研修の充実
  - (3) 専門性の継承、中核教員の育成
  - (4) 外部人材等の配置・活用、多面的な支援の充実
4. 障害者理解の促進（社会への働きかけの在り方等）
  - (1) 特別支援教育の理解促進（市民や関係機関、教職員、子どもたちへの情報提供）
  - (2) 特別支援学校や特別支援学級の活動紹介
  - (3) 「交流及び共同学習」の推進
  - (4) 市民や企業の協力を踏まえた教材・教具・作品づくりなど
5. 施設・設備面の整備（多様な学びの場の整備の在り方等）
  - (1) 教育的ニーズに応じた学校施設・設備の整備
  - (2) 特別支援教育の対象者数の増加等への対応

### 第1章 特別支援教育に係る動向及びこれまでの取組

#### 1. 国内外の動向

##### (1) 教育基本法及び学校教育法の改正

平成18年12月に教育基本法が約60年ぶりに改正され、「国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない」との条文が新たに規定されました。

その後、平成19年に学校教育法が一部改正され、障害の種類や程度に応じて、盲・聾・養護学校といった特別な場で実施されてきた「特殊教育」から、全ての幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じて、弾力的に教育の場を用意しながら適切な指導及び必要な支援を行う「特別支援教育」への転換がなされました。

##### (2) 障害者の権利に関する条約の批准

平成19年9月、我が国は「すべての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進すること」、また個人に必要な「合理的配慮」(Reasonable Accommodation)の提供や障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みである「インクルーシブ教育システム」等

の理念を提唱する「障害者の権利に関する条約」（以下「障害者権利条約」という。）に署名し、平成26年1月に同条約を批准しました。

批准に至るまでの間、政府の障害者制度改革の動きとして、障害者施策を推進するための様々な国内法整備が進められてきたところです。

【参考】

- ・ 障害者基本法の一部改正（障害者権利条約の趣旨等を踏まえた改正）
- ・ 学校教育法施行令の一部改正（就学先決定の仕組みに係る改正）
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）や障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）の制定
- ・ 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正 など

（3）中央教育審議会 初等中等教育分科会 報告

平成24年7月に、中央教育審議会初等中等教育分科会から「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（以下「中教審報告」という。）が出されました。

この中で、「インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備すること」などの提言がなされました。

具体的には、就学相談・就学先決定の在り方の検討、障害のある子どもが十分に教育を受けられるための合理的配慮及び基礎となる環境整備、多様な学びの場の整備と学校間連携の推進、そして特別支援教育を充実させるための教職員の専門性向上等、インクルーシブ教育システム構築に向けた体制整備の一層の充実が求められています。

（4）障害者差別解消法の施行

平成25年に制定された障害者差別解消法は、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生社会の実現に資することを目的としています。障害者基本法第4条には、障害を理由として差別することの禁止や、社会的障壁の除去に当たって必要かつ合理的な配慮を行うことなどが規定されていますが、このような障害者差別の禁止の基本原則を具体的に実現するための法律が障害者差別解消法であり、平成28年4月に施行されました。

「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」においては、障害を理由として不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならないこととあります。また、障害者から社会的障壁の除去を必要とする意思の表明があった場合には、その実施に伴う負担が過重でないときは、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めることとあります（国、地方公共団体及び国立大学法人においては、合理的配慮が義務となっていることに留意が必要）。

（5）中央教育審議会 答申

平成31年4月に文部科学大臣から「新しい時代の初等中等教育の在り方」について諮問があり、令和3年1月に「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、

個別最適な学びと、協同的な学びの実現～」として答申がありました。その中で「新時代の特別支援教育の在り方について」の基本的考え方として、

① 特別支援教育は、発達障害のある子どもも含めて、障害により特別な支援を必要とする子供が在籍する全ての学校において実施されるものである。

② 特別支援教育に関する理解や認識の高まり、障害のある子供の就学先決定の仕組みに関する制度の改正等により、通常の学級に在籍しながら通級による指導を受ける児童生徒が増加しているなど、インクルーシブ教育の理念を踏まえた特別支援教育をめぐる状況が変化している。

③ インクルーシブ教育システムの理念を構築し、特別支援教育を進展させていくために、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備を着実に進めていく必要がある。

ことが示されました。

具体的には、障害のある子供の学びの場の整備と機能強化、特別支援教育を担う教師の専門性の向上、関係機関との連携強化による切れ目ない支援の充実、が求められています。

以上の趣旨も十分に踏まえた上で、本市の特別支援教育の一層の推進を図っていくこと

が必要です。

## 2. 北九州市におけるこれまでの取組 (障害者福祉、子育て支援及び教育分野)

こうした国内外の動向と併せて、北九州市においても、障害者福祉の充実や特別支援教育の推進を図ってきました。

### (1) 保健福祉局の取組

障害者施策に係る近年の市政運営上の動きとしては、障害者基本法に基づき、平成18年に障害福祉分野の新たな基本計画「北九州市障害者支援計画」(平成18～22年度)が策定され、生涯を通じた支援体制の整備などを目標に、相談システムの構築や自立生活のための地域基盤整備、社会参加の促進などの取組が行われました。

その後、障害者基本法の改正、障害者総合支援法の制定といった国の法整備の動きを受けて、平成24年2月には、「北九州市障害者支援計画」(平成24年度～平成29年度)が策定され、新たに発達障害のある人や難病の人等に対する支援などの取組が行われました。さらに、障害者総合支援法や児童福祉法の改正などを踏まえ、平成30年2月に新たな「北九州市障害者支援計画(平成30年度～令和5年度)」が策定されました。これまでの計画に引き続き「障害の有無にかかわらず、すべての市民が、互いの人格や個性を尊重し合いながら、安心していきいきと暮らすことのできる共生のまちづくり」を基本理念とし、相談支援体制の整備、地域生活の支援、就労支援など幅広い施策を推進しています。

また、平成28年4月の障害者差別解消法の施行を受けて、北九州市では平成29年12月に「障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくりに関する条例(通称：障害者差別解消条例)」を制定・施行し、相談体制の整備や普及啓発など、障害を理由とした差別の解消へ向けた取組が進められています。

このうち、発達障害児・者支援については、令和元年9月に発達障害者支援地域協議会を設置するなど、ライフステージを通して一貫した支援を実施する体制の構築に取り組んでいます。

### (2) 子ども家庭局の取組

子ども・子育ての分野については、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される社会の形成に資するため、平成15年7月に次世代育成支援対策推進法が制定されました。また、平成24年8月には子ども・子育て支援法が制定されました。

これらを踏まえ、「新新子どもプラン【平成17～21年度】」「元気発進！子どもプラン【平成22～26年度】」「元気発進！子どもプラン(第2次計画)【平成27～31年度】」に次いで、令和元年11月に「元気発進！子どもプラン(第3次計画)【令和2～6年度】」を策定しました。

この計画は、質の高い幼児期の学校教育や保育、地域における子ども・子育て支援を総合的に提供するための「子ども・子育て支援事業計画」と、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備等のための「次世代育成行動計画」を包含したものとなっています。

また、第3次計画では、「子どもたちの未来を育み、みんなの笑顔があふれるまち北九州」を基本理念に、5つの目標と15の施策で構成しています。

このうち、「障害のある子どもや発達の気になる子どもへの支援」では、心身の発達が気になる子どもの早期発見と相談・支援体制の強化、障害のある子どもの受け入れ体制の強化などを推進しています。

### (3) 教育委員会の取組

教育の分野では、前述の改正教育基本法に基づき、政府に対して教育振興基本計画の策定が義務付けられました。また、地方公共団体に対しても、この教育振興基本計画を参酌した上で、その地域の実情に応じて、教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるように努めることが規定されました。

この教育基本法の改正以前から、本市においては、教育行政の指針として「北九州市教育行政総合計画(いきいき学びプラン)」(平成18年度～22年度)を策定し、子どもから高齢者まで、全ての市民が生き生きと学び、健やかで豊かな生活を送ることができるようにすることを目的とした施策を展開してきました。

平成21年11月には、前述の教育振興基本計画を踏まえた「北九州市子どもの未来をひらく教育プラン」(以下「教育プラン」という。)を策定し、教育日本一を実感できる環境づくりを基本方針とした取組を進めました(第1期：平成21年度～平成30年度、平成26年2月中間改訂)。

この成果と課題を踏まえて、令和元年8月には、令和5年度までの方向性を示した「第2期教育プラン」を新たに策定し、学校・教職員と教育委員会は互いにコミュニケーションを図り、目標を共有し、一体となって取組を進めているところです。

第2期教育プランにおいては、「自立し思いやりの心をもつ子ども」「新たな価値創造に挑戦する子ども」「本市に誇りをもつ子ども」を目指す子どもの姿として、12の施策が示されています。

そのうち、特別支援教育については、特別支援教育の推進体制の充実、教職員の専門性の向上及び保護者・市民への理解啓発が課題として提起されており、関連施策を通じてその推進を図ってきたところです。

こうした取組により、東部地域の特別支援学校の再編整備など、一定の改善を図ることができたものもありますが、様々な教育的ニーズに対応するための相談支援体制や「個別の教育支援計画」等の活用を通じた一貫した指導・支援の在り方、障害者理解の促進等については、更なる改善に向けて取組を重点的に進めていく必要があります。

## 第2章 北九州市における特別支援教育の現状と課題

### 1. 北九州市の特別支援教育の現状と課題

北九州市特別支援教育推進プラン（以下「プラン」という。）の策定後においても、北九州市内の学校・園等では、特別な教育的支援が必要と思われる幼児児童生徒の数や就学相談等の件数は増加傾向が続いています。また、特別支援教育に係る国内外の動向を踏まえて、本市においても特別支援教育に対する意識が一層高まり、よりきめ細かな支援の充実が期待されています。これら従前からの課題に対しては、特別支援学校などの計画的な整備、様々な研修の実施及び必要な人員の配置などにより、一定の改善を図ってきましたが、引き続き整備に取り組んでいく必要があります。

さらに、1人1台端末の整備によるICTの利活用、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（以下「医療的ケア児支援法」という。）」の施行に基づく対応、市立幼稚園の廃止に伴う対応など、新たな課題への対応が急務となっています。

将来、特別な支援を必要とする子どもが地域社会の一員として自立し、社会参加していくためには、本人や保護者の思いにも十分に配慮した上で、一人一人の教育的ニーズに応じた学校での指導・支援等を充実させ、様々な社会生活能力の習得につなげていくことが大切です。必要な指導・支援のタイミングを逃すことなく、適切かつ効果的な支援につなげるための相談・支援体制の整備及び教員の専門性の向上が、引き続き喫緊の課題となっています。

#### （1）就学前期の課題

特別な支援を必要とする子どもに対しては、周産期からのサポート体制や養育に不安を感じる保護者等に寄り添って支えていくための仕組みづくりが必要です。

幼稚園や保育所等ができるだけ多くの情報（幼稚園幼児指導要録、保育所児童保育要録等）を小学校につなぎ、小学校がその情報を適切に活用して日々の指導・支援に生かすなど、子ども一人一人の特性に応じた指導・支援が切れ目なく続いていくように引き継いでいくことも重要です。

また、特別な支援を必要とする子どもと他の子どもが共に過ごすことにより、乳幼児期の段階から障害者理解と相互理解の促進を図っていくことも大切です。さらに、これまで特別な支援を必要とする幼児を受け入れてきた市立幼稚園の廃止に伴う対応も必要です。

これらの課題に対応していくためには、早期発見・早期支援等のための専門機関や関係局等との連携及び必要な体制整備が欠かせないことから、引き続き連携の強化に努めるとともに、指導・支援体制の充実につなげていくことが求められています。

#### （2）特別支援学校の課題

特別支援学校においては、在籍者数の増加に伴う過密化・狭隘化の解消、障害の重度・重複化や多様化に柔軟に対応するための施設整備を進めてきました。

東部地域における特別支援学校（知的障害）の児童生徒数の増加、病弱特別支援学校における障害の状態像の変化などに対しては、平成28年度に知的障害及び病弱（心身症等）を対象とした門司総合特別支援学校と、肢体不自由及び病弱（慢性疾患等）を対象とした小倉総合特別支援学校が開校したことを受けて、一定の改善が図られました。さらに、小倉北特別支援学校と北九州中央高等学園の移転・併置による建替えについても、令和3年3月に基本計画を策定し、整備が動き始めました。

一方、西部地域では、増加傾向が続く知的障害のある児童生徒の受入れに向けた対応に関して、小池特別支援学校の改築や八幡特別支援学校の一部普通教室への改修により一定

の改善が図られる見込みです。

今後の特別支援学校の再編整備については、令和5年4月1日に施行される特別支援学校設置基準を踏まえて、状況に応じた検討をしていく必要があると考えています。

### (3) 小・中学校での課題

小・中学校においては、特別な教育的ニーズのある児童生徒の増加に伴い、特別支援学級や通級指導教室の設置を拡充してきました。特に、通級による指導については、小学校において「特別支援教室」（担当者による巡回指導）を全市で展開するなど、多様な学びの場の整備を進めています。このことは、自立活動の指導の担い手の拡大にもつながるものです。

一方、特別支援教育への理解の浸透とともに、小・中学校の教職員の専門性の更なる向上に力を入れていく必要があることから、教育センターでの研修機会の充実や、特別支援学校のセンター的機能の活用促進、校内支援体制を支える役割を担う専門家等（学習支援員、介助員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等）の配置や派遣についても、引き続き充実させていく必要があります。

保護者、教職員及び市民の障害者理解とともに、障害のある子どもと障害のない子どもの相互理解を促進するための「交流及び共同学習」についても、更なる推進を図っていくことが必要です。

さらに、医療的ケア児支援法の施行に伴い、医療的ケア児やその保護者への支援体制も一層充実していく必要があります。

\* 中央教育審議会が平成27年12月に出した「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）」を踏まえ、平成29年4月に学校教育法施行規則が改正され、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを学校等において必要とされる標準的な職として、職務内容等が法令上、明確化されました。

また、GIGAスクール構想の着実な実施、医療的ケアをはじめとする特別な支援を必要とする児童生徒への対応が喫緊の課題となっていることを踏まえ、学校の指導・運営体制の強化・充実を図るため、令和3年8月に学校教育法施行規則が改正され、医療的ケア看護職員、情報技術支援員、特別支援教育支援員及び教員業務支援員について、新たにその名称及び職務内容が規定されました。

## 2. 「北九州市教育大綱」における特別支援教育の位置付け

平成27年4月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正されたことを受けて、市長と教育委員会が意思疎通を図るための「総合教育会議」が開かれ、平成27年11月に市長が本市の教育に関する「北九州市教育大綱」を策定しました。その後、この大綱の期間が満了したため、令和元年5月9日、北九州市総合教育会議において、新たな教育大綱を策定しました。

新たに策定された「北九州市教育大綱」では、市全体で子どもの教育を支える「5つの柱」が示されており、そのうちの 하나가「一人一人に寄り添った『誰一人取り残さない』子どもへの支援」です。この中に「障害のある子どもへの支援」が項立てされ、前大綱に引き続き本市の教育行政における優先課題の一つとして位置付けられました。

## 3. SDGsと特別支援教育の関係

### (1) 北九州市のSDGs達成に向けた取組

「SDGs」（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）は、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、国連加盟国が合意した2030年までの17の国際目標です。

SDGsの多くは、「北九州市環境未来都市」をはじめとした、これまでの本市の取組と大きく関連しています。こうした本市の取組は、国内外で大きく評価され、平成30（2018）年4月、OECD（経済協力開発機構）は「SDGs推進に向けた世界のモデル都市」として、アジア地域で初めて、本市を選定しました。

また、平成30年（2018）年6月、本市は国による「SDGs未来都市」に選定されています。

### (2) 本市学校教育におけるSDGsへのアプローチ

教育は、SDGsの目標4「質の高い教育をみんなに」として位置付けられており、「教育が全てのSDGsの基礎である」とも言われています。

本市学校教育においては、以下のアプローチで、目標4を中心に幅広くSDGs達成のための取組を進めています。

○ SDGsの理念「誰一人取り残さない」

「誰一人取り残さない」というSDGsの理念や目標4「質の高い教育をみんなに」を実現するため、

- ・特別支援教育をはじめとした障害のある子どもへの支援
- ・いじめ、長期欠席（不登校）等へのきめ細かな対応
- ・外国人・LGBTなど、マイノリティへの適切な対応

などの課題や困難を抱える子どもを取り残すことなく、教育委員会・学校の責務として、学力や進路を保証していくことは、特別支援教育の基本的な理念と共通するものです。

（3）北九州市特別支援教育推進プランとSDGsの関係

プランの上位計画である「第2期北九州市子どもの未来をひらく教育プラン」（以下「教育プラン」という。）では、上記のアプローチや市民総ぐるみで子どもの教育を支えるという観点から、教育プランに盛り込んだ教育活動全体をSDGsに示される17の目標の視点から再整理しています。

その中で、本プランはミッション1の（4）「特別支援教育の推進」を具体化していくものとして位置付けられています。

#### 4. 外部有識者等からの意見

教育委員会では、本プランの策定に当たり、平成27年11月から学識経験者や保護者代表、医療・福祉・労働・学校関係者から構成される「北九州市特別支援教育の在り方検討会議」（以下「在り方検討会議」という。）を開催しました。

本プランでは、策定後5年が経過した時点で必要に応じた見直しを行うことが示されていたことから、令和3年11月には学識経験者や障害者関係団体、保護者代表、学校関係者で構成される「北九州市特別支援教育推進プランに係る懇話会」（以下「懇話会」という。）を立ち上げました。

（1）各構成員からの意見

① 在り方検討会議（プラン策定時）

各構成員の様々な経験や専門的な見地に基づく意見を伺うことにより、本市の特別支援教育における課題を洗い出すとともに、中長期的に目指す方向性について検討してきました。

各構成員からは、特別支援学校の再編整備、施設・設備の充実、相談機能の在り方、十分な人材の確保、教職員の研修の充実や専門性の向上、教職員や保護者等に対するサポート体制の在り方、医療・保健・福祉等の関係機関（以下「関係機関等」という。）同士の連携体制の強化、企業の障害者理解の促進に向けた効果的なアプローチ手法の検討、早期支援の充実、義務教育終了後の支援継続の必要性、障害者理解の促進等について意見が出されました。

② 懇話会（プラン見直し時）

特別な支援を必要とする児童生徒の増加や就学相談等の件数の増加、教員の特別支援教育に関する専門性の向上といった引き続きの課題、並びに医療的ケア児が地域の小・中学校に就学するケースへの対応、1人1台端末の整備に伴う特別支援教育に関するICT活用の推進、さらには市立幼稚園の廃止に伴う就学前期の早期支援などの新たな課題を踏まえて、現行のプラン改訂の方向性について検討しました。

構成員からは、教育と福祉（学校と放課後等デイサービス等）の連携強化、学習支援や就労指導に係るICTの利活用の推進、法の制定を踏まえた医療的ケア児に対する支援の充実、利用する者にとって分かりやすい相談窓口に関する情報の集約、障害特性の早期発見につながる取組、教員の専門性向上のための研修の充実、プランの評価の在り方などについて、意見や提案が出されました。

（2）企業、特別支援教育コーディネーター及び保護者向けアンケート調査

また、現行のプランの策定に先駆けて、約800社の企業（北九州市及び周辺市町にある従業員50人以上の企業）、各校・園における特別支援教育コーディネーター約300名、そして約3,000名の保護者を対象としたアンケート調査も実施しました。

企業向けアンケートでは、障害者雇用制度等の周知も含めた企業への情報発信の在り方が課題の一つとして明らかとなりました。



特別支援教育コーディネーター向けアンケートでは、他の教職員の意識、子どもの障害特性の見極め、通常の学級の担任や保護者等への助言の在り方等が課題として挙がっており、人員配置や校内支援体制の充実・強化、教職員の研修内容の充実等を期待したいとの回答がありました。

また、保護者向けアンケートでは、相談窓口の明確化、教員の専門性の向上、施設・設備や校内支援体制の整備、人員配置の充実、通常の学級の教職員や子どもたちの障害者理解の促進などの要望が多くありました。

本プランは、概ね10年後を見据えた特別支援教育の方向性を示すものとして策定されたものであり、見直しに当たっては策定後の課題の変化等を踏まえて行うこととされています。

今回の見直しに際しては、懇話会においてICTの利活用や医療的ケア児の支援などの新たな施策への意見や要望が出されました。

一方、現行のプラン策定後の実績などから一定の改善が図られたものの、特別な支援を必要とする児童生徒の増加への対応や、教員の専門性向上の取組などは、引き続き対応すべき課題として再確認しました。

そこで、プラン見直しに当たっては、当初のアンケート結果をベースとしながら、新たな課題等への対応を検討していくこととしました。

### 第3章 「北九州市特別支援教育推進プラン」について

#### 1. プランの趣旨及び位置付け

子どもたちが社会の変化に対応しながら自己の能力や可能性を最大限に発揮し、地域社会の一員として社会参加していくための支援体制を整えることや第2章で述べた課題等を改善していくため、本市の特別支援教育の方向性を掲げた現行プランを平成29年1月に策定しました。

現行プランは、教育プランで示した方向性や目標をより具体化したものとして位置付けられています。

プラン策定後は、「元気発信！子どもプラン（第3次計画）」や「北九州市障害者支援計画」等を通じて関係局等との連携を図るとともに、学識経験者や教育、福祉、保健及び医療分野の関係者等により構成される「北九州市特別支援教育推進プランに係る懇話会」等で特別支援教育施策の状況等を確認するなど、特別支援教育の一層の推進につなげていきます。

#### 2. プランの期間

この計画の期間は、平成29年度から概ね10年後を見据えた特別支援教育の目指す方向性を示します。

また、計画の内容については、特別支援教育をめぐる国内外の動向、課題の変化等も考えられることから、5年後をめどに必要な応じた見直しを行うこととされていたことを踏まえ、令和5年2月に改訂を行いました。

なお、次回の見直し時期については、懇話会の意見も踏まえ、「第2期北九州市子どもの未来をひらく教育プラン」の改定時期と整合を図ることも含めて、検討していくこととします。

#### 3. プランの方向性

特別支援教育は、特別支援学校や特別支援学級などの特定の場に限定されるものではなく、教育的ニーズのある子どもが在籍する全ての場において実施されるものです。そのためには、教育的ニーズのある子どもの実態把握を適切に行うとともに、「いつでも」「どこでも」「どの学校でも」「どの教職員からも」一定レベルの適切かつ効果的な支援を受けられるよう、全市的な体制を整えていくことが極めて重要です。

平成20年3月に「子どもの未来をひらく教育改革会議」から出された提言「北九州市特別支援教育の充実に向けて」においても、「特別支援教育は、障害のある子どもだけの問題ではない、障害のない子どもも含めて、すべての子どもがそれぞれのニーズに応じて、きめ細かな指導、成長を伝えられるのが市民の願いである。そして、そのことが市民全体で共有すべき目標のイメージである」と言及されています。

つまり、教育的ニーズのある子どもたちへの指導・支援の充実が、ひいては北九州市全体の教育支援体制の整備・改善につながっていくことが期待されています。同様の趣旨が、令和3年1月の中央教育審議会の答申においても掲げられています。

以上のことから、本市においては、学校教育法や障害者基本法、障害者差別解消法などの関係法令の趣旨や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する北九州市立学校・園教



職員向けガイドライン」の内容等を十分に踏まえた上で、教育的ニーズのある子どもと他の子どもが共に育ち合う教育環境の整備、通常のカリキュラムにおける個別の配慮の充実、専門的な指導・支援の充実、人材の育成、外部人材等の活用等に 取り組むことで、インクルーシブ教育システムの構築に結び付けていきます。

こうした取組を基盤として、個々の学びの場において、子どもたちの可能性を生かす・引き出す教育の充実や子どもたちの「わかる」・「できる」喜びの実感につなげ、子どもたちの「生きる力」の育成につなげていきます。

また、子どもたちや保護者、市民に対して、互いの人格や多様性、個性を尊重することの大切さを伝えるとともに、障害者理解を促進し、誰もが学びやすく、生活しやすい環境を整備していくことにより、共生社会の形成を目指していきます。

#### 4. 「5つの視点」

今後の取組の中核として、大きく「5つの視点」を設定して、特別支援教育の推進を図っていきます。この「5つの視点」を踏まえた特別支援教育の在り方については、第4章で詳しく説明します。

##### 【5つの視点】

(1) 一人一人に着目した連続性のある指導・支援の充実（子どもたちへの支援の在り方等）

- ① 通常のカリキュラムの中でできる個別の配慮や支援を求めやすい雰囲気づくりなどの工夫
- ② 障害特性に応じた指導・支援方法の研究・周知
- ③ 「個別の指導計画」、「個別の教育支援計画」及び「移行支援計画」の作成・活用
- ④ 「交流及び共同学習」の推進
- ⑤ 就労支援の充実、福祉等との連携

(2) 相談支援体制の整備（保護者や学校、関係機関等への支援の在り方等）

- ① 関係局・機関等との連携強化、特別支援学校のセンター的機能の充実
- ② 相談窓口等を分かりやすく周知
- ③ 学校や関係機関等に対する特別支援教育の理解の推進

(3) 教員の専門性の向上、外部人材等の活用（専門性確保の在り方等）

- ① 教職員の指導力及び専門性の向上
- ② 特別支援教育担当者や特別支援教育コーディネーター等への研修の充実
- ③ 専門性の継承、中核教員の育成
- ④ 外部人材等の配置・活用、多面的な支援の充実

(4) 障害者理解の促進（社会への働きかけの在り方等）

- ① 特別支援教育の理解促進（市民や関係機関、教職員、子どもたちへの情報提供）
- ② 特別支援学校や特別支援学級の活動紹介
- ③ 「交流及び共同学習」の推進
- ④ 市民や企業の協力を踏まえた教材・教具・作品づくりなど

(5) 施設・設備面の整備（多様な学びの場の整備の在り方等）

- ① 教育的ニーズに応じた学校施設・設備の整備
- ② 特別支援教育の対象者数の増加等への対応

#### 第4章 「5つの視点」を踏まえた特別支援教育の在り方

1. 一人一人に着目した連続性のある指導・支援の充実（子どもたちへの支援の在り方等）

##### 【主な重点項目】

(1) 通常のカリキュラムの中でできる個別の配慮や支援を求めやすい雰囲気づくりなどの工夫

(2) 障害特性に応じた指導・支援方法の研究・周知

- (3) 「個別の指導計画」、「個別の教育支援計画」及び「移行支援計画」の作成・活用
- (4) 「交流及び共同学習」の推進
- (5) 就労支援の充実、福祉等との連携

#### 【状況】

私たちの周りには、学習上又は生活上の様々な困難を抱えている子どもたちがいます。その背景として様々な要因が考えられますが、単に「障害があるのだろう」などと決めつけるのではなく、子どもたちの周辺の環境（周囲の大人の子どもへの関わり方など）が影響している場合なども考慮した上で、慎重かつ丁寧に対応していくことが大切です。

例えば、教科指導の場面において子どもたちが感じる困難さに対しては、教材の提示方法等を少し工夫するだけで課題が解消されることもあります。

つまり、この例においては、特別支援教育のノウハウを教科指導に生かしていくこと、そして教育的ニーズに応じた支援を講じることが全ての子どもにとって分かりやすい授業づくりの実践につながり、学校全体にも好事例が波及することが期待できます。

また、連続性のある指導・支援という視点においては、学校間、あるいは学校と関係機関等との間で情報の引継ぎを着実にを行うことが重要です。そのためには、「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」等のサポートツールをうまく活用して、切れ目のない支援を継続していく必要があります。

令和2年度には、GIGAスクール構想による1人1台端末が整備され、ICT機器を活用した個々の障害特性に応じた指導が充実してきました。今後は、学習指導や生活支援など、様々な場面での活用が期待されています。

医療的ケア児の多くは、これまで肢体不自由特別支援学校へ就学してきましたが、近年では小・中学校に就学するケースも増えてきました。令和3年9月施行の医療的ケア児支援法では、医療的ケア児が保護者の付添いがなくとも学校等で適切な医療的ケア等が受けられるよう、自治体は必要な措置を講じることが義務化されました。

「交流及び共同学習」の充実により、障害のある子どもが、地域の人たちや他の子どもと関わる機会を積極的に設けることで、障害のある子どもたちの経験を広めるとともに、社会性の育成につなげていくことが大切です。

また、卒業後の企業への就労に当たって、企業側に必要な情報を確実に伝達して、子どもたちの就労の定着と安定に向けて配慮していく必要があります。

#### <目指す方向性>

##### (1) - 1 : 合理的配慮の実践の蓄積

「合理的配慮」の内容は、学校や教育委員会が本人・保護者に対して十分な情報提供を行った上で、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等を踏まえた建設的対話を重ね、合意形成を図りながら決定されるものです。その実践を積み重ね、事例を蓄積することにより、様々なケースに対する指導・支援に応用していくことが可能となります。

(独)国立特別支援教育総合研究所においては、文部科学省の協力の下で「インクルーシブ教育システム構築データベース（通称：インクルDB）」を運営していますが、そこには全国各地の「合理的配慮」の事例が掲載されており、キーワードで検索することもできるようになっています。

このように蓄積された実践例や有効な支援ツールについては、周知を工夫するなど、引き続き教職員に活用と実践を促します。

##### (1) - 2 : 研修体制や関係機関等との連携の強化、校内支援体制の整備

教育的ニーズのある子どもたちが充実した学校生活を送ることができるよう、教職員の研修体制や関係機関等との連携体制を強化し、校内支援体制の一層の整備に努めます。

また、放課後等デイサービスは学校と共に社会生活の場として大きな役割を果たしていることから、教育的ニーズのある子どもへの支援については、保護者の同意のもと、学校と放課後等デイサービスが「個別の教育支援計画」を活用して情報共有を図るなど、連携を充実していく必要があります。

##### (1) - 3 : 保幼小の連携

特別な教育的ニーズのある子どもたちが小学校や特別支援学校に入学する際、幼稚園・保育所等から必要な情報が引き継がれるよう、相互の連絡体制や情報共有の機能を高めます。

また、幼児教育の更なる充実を図るため、幼児教育支援員を配置し、保育所、幼稚園、小学校の代表者や有識者で構成する「保幼小連携推進連絡協議会」と連携しながら、関係機関等との調整、保育指導案の作成や手作り教材等に関する情報発信、幼児教育研修会の

充実などを図ります。

さらに、本市の幼児教育を推進するため、令和5年4月に教育委員会内に「幼児教育センター」を設置します。

(2) - 1 : 子どもが得意なことを生かす教育

教育的ニーズのある子どもたちの中にも、ある特定の分野や事柄において高い能力を発揮する子どもたちがいます。

子どもが得意とすることを生かす教育の在り方については、国内外の先進的な取組等も踏まえた上で、教育的ニーズのある子どものみならず、全ての子どもたちのもてる力を最大限に高めるための教育支援体制の構築につなげていきます。

(2) - 2 : 特別支援学校における読書活動の促進

障害のある子どもたちの豊かな読書活動の推進に向けて、図書室の整備や蔵書の充実について配慮し、子どもたちが読書の楽しさや喜びを味わうことができる環境整備に努めていきます。

また、特別支援学校に学校図書館職員を配置し、学校図書館の運営の改善や向上を図ります。

(2) - 3 : 文化・芸術、スポーツ等に接する機会の確保

教育的ニーズのある子どもたちの中には、その特性等により、自分が感じている思いや感情を言葉などによって表出することが難しい場合があります。そのような場合であっても、絵画や音楽、身体表現等で感情を豊かに表現できることがあります。

そのため、『障害者による文化芸術活動の推進に関する法律』の趣旨に則り、障害のある子どもたちの個性と能力の発揮及び社会参加を促進するために、各学校の教育活動全体を通じて、音楽や美術、工芸などの文化的、創作的な活動を積極的に行うとともに、「ふれあいコンサート」などのアウトリーチ型の鑑賞教室や、特別支援学校・特別支援学級合同作品展等での作品展示や鑑賞など、文化芸術に親しむ機会を創出することにより、子どもたちの感受性や表現力、コミュニケーション能力の育成につなげていきます。

また、障害のある子どもたちがスポーツに取り組む機会を確保することにより、子どもたちの生きがいや生活の質の向上につなげていくことができるようにします。

このような取組に対する教職員や保護者等の理解を一層推進するために、学校や家庭等への情報発信についても充実させていきます。

(2) - 4 : 県立特別支援学校との連携

北九州市内には、視覚障害と聴覚障害を対象とした県立特別支援学校が2校あります。両校で作成・活用されている教材・教具や指導・支援方法の中には、通常の学級において個別の配慮を必要とする子どもたちに有効なものもあることから、県立特別支援学校との連携により、子どもたちのニーズに合わせた支援内容の充実につなげていきます。

また、様々な交流を積み重ねることで、児童生徒間の相互理解の促進を図り、教員同士の情報共有の機会の確保にも結び付けていきます。

(2) - 5 : 高等学校等との連携体制の強化

教育的ニーズのある子どもたちの中には、特別支援学校高等部に進学する場合もあれば、高等学校への進学を選択する場合があります。

義務教育段階での支援内容や個別の配慮事項等を進学先に適切かつ正確に引き継いでいくことができるように、高等学校等との連携体制を密にし、教育委員会が開催する研修等への参加を呼びかけるなど、一層の連携を推進していきます。

(2) - 6 : ICT機器等の活用による指導・支援の推進

① 教育的ニーズのある子どもたちの学習上又は生活上の困難の克服、改善のため支援ツールの一つとして、個々の特性に応じてICTを活用することは、大変有効であると考えています。ICTを幅広く活用するために、種々のアプリを導入し指導事例を蓄積するなど、ICT利活用の促進を図っていきます。

② 令和2年度には、GIGAスクール構想により小・中・特別支援学校への1人1台の端末整備に伴い、各学校に高速大容量の通信ネットワークの環境も整備されたため、学級間や学級と自宅、さらには学校間でのオンラインによる遠隔での交流活動が可能となり

ました。集団適応が苦手な児童生徒が校内のサポート室や自宅でオンライン授業に参加したり、感染症拡大期での学校間交流をオンラインで実施したりするなど、ICTを活用した学びを止めない支援の在り方について研究を進めてまいります。

③ 1人1台端末の整備等も踏まえ、ICTを活用した職業教育（ICTに関する能力の習得を含む。）に関する指導方法や、テレワークによる就労支援等について研究を進めていきます。

#### （2）－7：ICT機器等に関する教職員のノウハウの構築

学校現場でICT機器等を利用して指導や支援を行う場合には、教職員が活用方法を十分に理解するとともに、子どもたちへの効果を適切に評価することが求められます。そのために、教育センター等による研修体制を強化するとともに、本市又は他都市における先進的な活用事例等を収集するなど、ICT利活用のノウハウの蓄積・共有に努めていきます。

#### （2）－8：医療的ケア児支援の体制構築

① 医療的ケア児支援法の施行に伴い、医療的ケア児本人、保護者及び教職員が安心して学校生活を送れるよう、関係機関との連携強化を行うとともに、看護師の巡回や配置等の充実及び学校生活における環境整備など、必要な支援体制の構築に努めます。

② 医療的ケア児を取り巻く医療・福祉等の関係機関との連携、情報共有及び医療的ケア児支援に係る計画立案等を行うため、専門性の高い看護師など必要な人員の確保を図ります。

③ 医療的ケア児支援法の趣旨の一つである「医療的ケア児が保護者の付添いがなくても適切な医療的ケア等が受けられるよう必要な措置を講じること。」を踏まえて、学校生活における保護者の付添いの機会の削減に努めます。

#### （2）－9：生命（いのち）の安全教育の推進

性に関する指導については、身体の変化や性差だけでなく、人間関係や性の多様性などの幅広い観点から、命を大切に、自他を尊重する態度を育むことが大切です。一方、性犯罪・性暴力の増加が社会問題となっており、教育の分野においても、被害者や加害者、傍観者にならないための取組が求められています。

本市では、これらの背景を踏まえて、令和4年3月に「生命（いのち）の安全教育 指導の手引き（ver1）」を作成し、各学校において系統的に性に関する指導を実践するよう、推進しています。

特別支援学級や特別支援学校で手引きを活用する際には、子どもの実態により指導内容や教材等を選択し、教科別の指導や各教科等を合わせた指導、自立活動等において、発達の段階を考慮した指導を重ねていきます。

#### （3）－1：「個別の教育支援計画」等の有効活用

必要な指導・支援の内容が次の就学先や就労先等に確実に引き継がれるよう、「個別の教育支援計画」等の必要性や有効性について教職員に対する研修等で周知します。また、その子どもにとって、現時点でどのような支援が最も適しているかについて、保護者に対して教育的ニーズの変容も踏まえて適切かつ十分に情報提供するとともに、連携・協力ができるようにします。

また、保護者に対しては、年度当初の学校説明会時の資料配付、特別支援教育課が発行する「特別支援教育だより」による周知などを通じて、計画の作成及び活用に応じた理解の促進を図ります。

#### （4）－1：「交流及び共同学習」の充実

障害のある子どもたちの経験を増やし、また、社会性の育成につなげていくことができるよう、「交流及び共同学習」の充実を図ります。

「一時的な交流」に終わることがないように十分留意し、様々な年齢層の地域の方々や他の子どもたちとの継続的かつ密な交流の機会を積極的に設けていきます。

個に応じた適切なねらいを定めた上で、相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とした交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面を十分に考慮した計画を立てて実施し、得られた教育的効果が子どもたちの生活の質の向上につ

ながらように推進していきます。

(5) - 1 : 就労支援の充実、福祉等との連携

① 就労支援に当たっては、進路指導主事のみならず、就労支援コーディネーター、就労支援アドバイザーや就労支援専門家を引き続き配置するなど、一層の充実を図ります。これらの教職員を活用し、生徒一人一人の得意なことを生かしながら、自立した社会生活につなげていけるよう、職場実習先や就労先の開拓等に努めます。

また、各学校では、就労までの間に金銭管理や公共交通機関の利用、余暇活動等の基本的な生活習慣や技能等を身に付けることができるよう、一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援を実践します。

② 保健福祉局や北九州障害者しごとサポートセンター等との連携により、障害のある生徒が就労した後のフォローアップの充実を図ります。

また、受入れ側の企業等に対しては、本人や保護者の了解を得た上で作成する「移行支援計画」等を通じて、一人一人の個別の配慮事項等に関する情報を丁寧かつきめ細かく引き継いでいきます。

③ 放課後等デイサービスとの連携や1人1台端末の整備等も踏まえ、ICTを活用した職業教育に取り組んでいくとともに、関係部局や関連機関等と連携したICT関連企業への就労先の開拓を進めるなど、生徒の就労支援の可能性を広げる取組を進めます。

(5) - 2 : 作業学習プログラムの充実、特別支援学校同士のプログラムの相互活用

特別支援学校においては、教科別の指導と併せて「作業学習」（生徒の働く意欲を培い、将来の職業生活や社会自立に必要な事柄を総合的に学習するために行う、各教科の目標・内容を合わせた指導）を実施しています。

各学校の特色や社会のニーズに対応するために作業プログラムの更新に努めるとともに、生徒が社会性や協調性、責任感等を着実に身に付けられるよう指導方法を工夫、改善していきます。

《場に応じた支援の在り方（例：義務教育段階の場合）》

「一人一人に着目した連続性のある指導・支援」については、その子どもが置かれた環境や場所等によって異なることが考えられます。

そのため、義務教育段階の場合を例にとり、それぞれの学校での指導・支援の際に留意すべき点等について以下に示します。

【特別支援学校での支援の在り方】

特別支援学校の教職員は、子どもたちの障害の重度・重複化や多様化に対応しながら日々の指導・支援を行うのみならず、地域の特別支援教育の核として、地域の学校・園からの要請に応じて指導・助言を行う必要があり、様々な知識を身に付けておくことが求められています。

そのためには、子どもの障害特性や教育的ニーズに適した教材・教具を確保すること、また、それらを効果的に活用して指導・支援に生かしていくための知見を常に最新のものにしておく必要があります。

教育委員会では、特別支援学校の教職員がこうした知識を得るための研修体制を強化するとともに、必要に応じて外部専門家から指導・助言を得ることができるような支援体制を更に充実させていきます。

【特別支援学級での支援の在り方】

特別支援学級は小・中学校の校舎内に設置されていることから、特別支援学校と比較しても、通常の学級の児童生徒との「交流及び共同学習」を円滑かつ数多く実施することが期待できます。

障害のある子どもと障害のない子どもが触れ合う機会を幼少期から十分に確保することは、双方の子どもが豊かな心、社会性、互いを思いやる気持ち等を養う上でも重要なことです。

教育委員会としても、「交流及び共同学習」の意義を各学校に対して引き続き指導していくとともに、その実施を推進し、必要に応じた指導・助言に努めます。

一方、特別支援学級は、「個別の指導計画」に基づいた個別の学習指導を行う場でもあります。また、「自立活動」の指導では、個別や小集団での指導により、将来の自立や

社会参加に向けたコミュニケーション能力の育成や、社会で生活する上でのマナーやルール等に関する指導・支援を行うことも期待されています。

特別支援学級に在籍する児童生徒が、日常生活や学校生活の中で感じる不安や悩みの解消につながるためにも、特別支援学級内での学習指導の時間と、通常の学級での交流及び共同学習の時間が適切に運用される必要があります。

また、特別支援学級の担任は、設置された小・中学校における特別支援教育の中核としての役割を果たすことが期待されていることから、特別支援教育に係る最新情報を常に得ることができるよう、研修内容の充実はもちろん、kitaQせんせいチャンネル等を活用した情報提供などの体制を構築していきます。

#### 【通級による指導での支援の在り方】

通級による指導を受ける子どもは、通常の学級に在籍してほとんどの授業を受けるとともに、障害による学習上又は生活上の困難を改善又は克服するための特別な指導（自立活動）を通級指導教室（特別支援教室）にて受けています。

通級による指導の効果を高めるためには、通常の学級の担任と通級による指導の担当者が連携して、一貫した指導や支援を継続して行う必要があります。そのためには、各々の学びの場における子どもに対する指導内容や変容等を随時共有するための体制整備が求められます。

教育委員会では、保護者を含む関係者の連携体制を一層充実させるとともに、保護者による送迎の負担や、子どもが授業を抜けることへの心理的負担を軽減することなどを目的として、令和元年度から小学校にて巡回型の通級（特別支援教室）をモデル的に導入し、令和3年度から対象を全ての小学校に拡充しました。

この制度では、通級指導の担当者は対象となる子どもの在籍校を訪問して特別な指導を実施します。これにより、通常の学級での学習の様子や、担任や管理職との情報交換を密に行うことが可能となり、指導の効果も一層高まります。また、全ての教職員に対して特別支援教育に対する理解の醸成につながることも期待されます。

一方、中学校では、従来型の他校通級を実施していますが、令和元年度から令和2年度にかけて自校通級のモデル校を3校指定し、遠隔授業システムを導入して、個別指導の新たな取組みを導入しました。令和5年度からは、小学校での成果を踏まえて、中学校においても巡回型の通級（特別支援教室）を導入するための準備を進めています。

#### 【通常の学級での支援の在り方】

子どもたちの中には、集団の中で学ぶことが苦手だったり、ささいな音にでも敏感に反応したり、予定の見通しが立たないとパニックになってしまったりと、様々な特性の子どもがいます。特に、発達障害の特性が見られる子どもについては、外見からの判断がつきにくいなどの理由から、「わがまま」「甘えている」などと短絡的に結論付けられてしまう場合も考えられます。

教職員のみならず、他の子どもたちも、特別支援教育の必要性や障害特性等に関する基本的な知識や支援の手立て等を理解しておけば、教育的ニーズのある子どもとの接し方や関わり方も自ずと変わってくるはずです。

小さな「合理的配慮」であっても、教育的ニーズのある子どもが安心して、主体的に学習できる環境づくりにつなげていくことができます。

様々な障害特性や教育的ニーズ等について理解を深めることが、誰にとっても暮らしやすい社会づくりにつながることを、「学校だより」を始めとする様々な機会をとらえて周知していくようにします。

## 2. 相談支援体制の整備（保護者や学校、関係機関等への支援の在り方等）

### 【主な重点項目】

- (1) 関係局・機関等との連携強化、特別支援学校のセンター的機能の充実
- (2) 相談窓口等を分かりやすく周知
- (3) 学校や関係機関等に対する特別支援教育の理解の推進

### 【状況】

市内には総合療育センター、児童発達支援センター、特別支援教育相談センター、発達障害者支援センター「つばさ」、子ども総合センターなどの様々な相談窓口があります。教育委員会や関係局では、こうした機関のリーフレットなどを作成・配付し、周知を図っています。

さらに、就学前の特別な配慮を必要とする幼児や保護者等を支援するため、新たに教育

委員会内に幼児教育センターを設立し、組織体制の構築を進めています。

上記のような機関のほか、教育的ニーズのある子どもや保護者が学習上又は生活上の心配事等の相談を寄せる場として学校・園が挙げられます。

市立の各校・園には、特別支援教育コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）の役割を担う教職員が位置付けられており、本人と保護者、あるいは外部から寄せられる相談に対して適切な情報提供を行う、あるいは適した相談窓口にきちんとつなぐことが求められています。

また、特別支援学校は、学校教育法第74条に基づき、地域の学校・園等の要請に応じて必要な助言・援助を行う地域の特別支援教育の中核としての役割（以下「センター的機能」という。）も担っています。具体的な取組としては、訪問・来校相談の実施、小中学校への移行支援、公開研修会の開催、学校・園の研修会への協力、教材等の紹介や貸出し、リーフレット等の情報発信を行っています。

令和3年度に開催した懇話会では、平成27年度に実施した保護者アンケートの結果と同様に、構成員から「分かりやすい相談窓口等の資料の必要性」、「相談窓口や関係機関の周知の徹底等」などについて改善を求める意見が出されました。

教育的ニーズのある子どもたちに適切な指導・支援を実施するためには、早期に課題を発見することが重要であることや相談件数の増加や内容の困難化に対応するためにも相談体制の改善及び充実を図っていく必要があります。

### <目指す方向性>

#### (1) - 1 : 教職員の研修体制の強化と教職員への情報提供の充実

保護者からの相談の内容によっては、教育学・医学・心理学等の専門的な意見や学校・地域の状況等も踏まえた上で、その時点において本人にとって何が一番適切な選択肢であるのかを総合的に判断する必要があります。

学校が本人・保護者等に対する十分な情報提供と円滑な引継ぎ等を実施していけるよう、研修体制を強化するとともに、各校・園に対して国内外の施策の動向等について定期的に情報提供し、相談支援体制の充実につなげます。

#### (1) - 2 : 特別支援教育コーディネーターの複数配置

多様化する教育的ニーズや増加する相談件数等に対応するため、また、特別支援教育の中核となる教員の育成につなげていくため、各校・園へのコーディネーターの複数配置を引き続き推進していきます。

学校間、あるいは学校と専門機関等との円滑な情報の引継ぎの重要性や必要性を各校・園の管理職に十分説明し、体制整備の推進を継続していきます。

#### (1) - 3 : 本人・保護者の同意に基づいた検査内容や相談内容の共有

各相談窓口において保護者が何度も同じ説明をする、あるいは子どもが同じ検査を受けるといったことがないよう、本人・保護者の同意がある場合には、関係局と協議した上で、それぞれで実施された検査内容や相談内容を可能な限り共有します。

#### (2) - 1 : 分かりやすい相談窓口の提示

保護者や学校の教職員にとっても、あるいは関係機関同士がスムーズに連携していくためにも、相談窓口に関する情報を分かりやすく整理しておくことが必要です。そのため、関係局と連携した上で、相談窓口や支援の手続きなどの早見表の作成などについても検討していきます。

#### (3) - 1 : 就学先決定の仕組みに関する情報提供の充実

特別支援教育相談センターが実施する各種相談事業の際などには、教職員や保護者に対して就学先決定の仕組みに係る情報提供を丁寧に行い、適切な就学先の決定につなげていきます。

また、就学先決定後も、子どもの状態の変化等により柔軟に就学先を見直すことができることや、多様な学びの場（選択肢）があること等についても保護者に十分に説明し、安心して学校生活を送ることができるよう配慮します。

#### (3) - 2 : 就学前説明会での情報提供の充実

各学校での就学前説明会においては、校長から全ての保護者に対して、特別支援教育の意義、各校・園における特別支援教育コーディネーターの役割、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家が教育委員会に配置（あるいは教育委員会から派



遣) されていることなどについて十分に説明を行い、学校を通じて得られる支援にどのようなものがあるのかを明確化します。

これらの情報については、保護者等にも配付している「特別支援教育だより」において掲載して幅広く周知を図るなど、本人・保護者が相談しやすい体制づくりに努めます。

### (3) - 3 : 早期支援の充実

早期に障害のある子どもの状況を把握し、適切な支援を行うことが重要であることから、発達障害の特性のある就学前の子どもが、安心して就学に備えることができるよう、関係局との連携により、①園医健診、②かかりつけ医健診、③特性評価(アセスメント)の三層構造による早期支援システムの構築に向けて研究を行います。

また、特別支援教育相談センターに配置された「早期支援コーディネーター」の活用により、就学前の教育的ニーズのある子どもや保護者等を感じる様々な不安や課題に対して、その手立てを一緒に考えるとともに、適切な就学先決定に結び付けていきます。

## 3. 教員の専門性の向上、外部人材等の活用(専門性確保の在り方等)

### 【主な重点項目】

- (1) 教職員の指導力及び専門性の向上
- (2) 特別支援教育担当者や特別支援教育コーディネーター等への研修の充実
- (3) 専門性の継承、中核教員の育成
- (4) 外部人材等の配置・活用、多面的な支援の充実

### 【状況】

文部科学省が令和3年12月に実施した「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」において、知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒数の割合は、小・中学校で8.8%であったとの報告が公表されました。

つまり、特別支援教育について考える場合には、発達障害を含む特別な教育的支援を必要とする児童生徒が、通常の学級に存在していることを念頭において、教職員一人一人が意識を高め、その子どもたちが感じている課題を十分に把握して、改善に向けて一緒に努力していく姿勢をもつことが大切です。

また、本市の教員(講師を除く。)のうち、その約半数を40代以上の教員が占めています。若手の教員は増えているものの、教科指導等において豊富な経験と有効な手だてや支援等を身に付けた教員が、近い将来、大量に退職することが見込まれています。

引き続き優秀な人材を確保すること。専門性や指導力に長けた教員のノウハウを若い教員に継承していくこと。そして、各校・園における特別支援教育の中核となる教員を育成することが喫緊の課題となっています。

障害の重度・重複化や多様化等に伴い、多面的な視点に基づく指導・支援が求められるケースもあることから、理学療法士、臨床心理士、公認心理師、言語聴覚士、作業療法士、精神保健福祉士、社会福祉士等の専門家との連携体制の強化や看護師などの専門職の配置・活用も欠かせません。

また、いわゆる気になる子どもたちへの効果的な指導・支援を実施するためには、学習支援員、介助員などの人材の活用等についても引き続き充実させていくことが必要です。

### <目指す方向性>

#### (1) - 1 : 教職員全体の特別支援教育の理解促進

令和3年1月に中央教育審議会から「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して(答申)」が出され、特別支援教育を担う教師の専門性について、全ての教師に求められるものとして、「障害の特性等に関する理解と指導方法を工夫できる力や、個別の教育支援計画・個別の指導計画などの特別支援教育に関する基礎的な知識、合理的配慮に対する理解等が必要である。」ことが示されました。

こうした観点に基づき、特別支援教育が特別な学びの場(特別支援学校や特別支援学級、通級による指導)のみならず、全ての学校において実施されるものであることや、特別支援教育について学ぶことが障害の有無に関わらず、通常の学級のよりよい運営にも寄与すること等について、研修等を通じて全ての教職員(学校事務職員や会計年度任用職員等も含む。)に対して周知を重ね、特別支援教育に対する理解の一層の促進を図ります。

#### (1) - 2 : 特別支援学級、特別支援学校等の教員に求められる専門性の向上

前述の答申では、下記のとおり特別支援学級、通級による指導を担当する教員及び特別

支援学校の教員に求められる資質・専門性についても示されており、研修等を通じて、これらの習得及び専門性の向上に努めます。

また、特別支援教育の視点に立つ実践等については、全ての教員が理解できるよう、できる限り平易な言葉で説明するなど工夫が必要です。

① 特別支援学級、通級による指導を担当する教員に求められる専門性

通常の教育課程における学習指導を基盤として、実際に指導に当たる上で必要となる特別な教育課程の編成の考え方や、個別の教育支援計画と個別の指導計画の作成方法、障害の特性に応じた個別の指導や配慮のノウハウ、自立活動を計画し実践する力、障害のある児童生徒の保護者との連携、関係者間との連絡調整等に関する専門性。

② 特別支援学校の教員に求められる専門性

小・中・高等学校の教育に準ずるとともに、特別支援学校学習指導要領の趣旨に基づいて、障害の状態や特性及び心身の発達の段階等について校内組織を機能させて多面的に把握するとともに、このことを各教科等や自立活動の指導等に生かすための幅広い知識・技能の習得や、学校内外の専門家等とも連携しながら専門的な知見を活用して指導に当たる専門性。

(2) - 1 : 各種研修に様々な人材が参加できる体制づくり

教育委員会が実施する研修について、私立幼稚園や保育所・認定こども園の教職員や関係局の職員等が可能な限り参加できるよう配慮します。

また、多様化する相談内容等に対応するためには、子ども家庭局や保健福祉局などの関係局が実施する事業や取組等に関する知識も必要であることから、これらの局が実施する研修にも教職員が可能な限り参加できるよう、関係局と調整を図ります。

(2) - 2 : 研修プログラムの充実及び研修機会の確保

教育センター等が実施する研修計画や内容を、前述の中央教育審議会（答申）及び同答申と同月に報告された「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議報告」を踏まえて、一層充実させるとともに、経験年数や役職に応じた研修の企画、特別支援教育分野での経験が豊富かつ有効な支援手法等を身に付けた教員と若手教員がペアになって行うグループ研修など、様々な方法を導入して研修を充実していきます。

また、高い専門性が必要となる事例にも適切に対応できるよう、大学等の専門機関との連携による研修プログラムの策定についても検討していきます。

(3) - 1 : 中核教員の育成、専門性の確保等

特別支援教育の専門性向上や情報共有の観点から、小・中学校と特別支援学校間の人事異動、並びに特別支援学級及び通級による指導担当者の育成を引き続き行います。また、今後とも免許法認定講習を開設し、現職教員の特別支援学校教諭免許の取得を支援していきます。

各校・園に設置した校内支援委員会を有効に活用し、研修や実践等を通じて得られたノウハウの蓄積・共有に努めます。

特に、特別支援学級においては、指導経験が豊富で、様々な支援手法等を身に付けた教員がこれまでに培ってきたノウハウ等を、近隣の教員に伝承するための取組として、グループ研修を実施することで、中核教員の育成、専門性の確保及び一貫性のある支援の継続につなげていきます。

(3) - 2 : 専門性の高い教員の確保

特別支援教育の重要性を鑑み、本市の教員採用試験において特別支援学校教諭免許状を保有する者を対象とした特別支援学校への採用枠を設定するなどの工夫をしています。

特別支援教育を必要とする子どもたちは今後も増加が見込まれることから、小・中学校の特別支援学級や通級による指導を担当する教員についても、特別支援学校教諭免許状を保有する者を配置することが望ましいため、令和3年3月に中央教育審議会に諮問された「『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について」の審議の動向等も踏まえ、引き続き専門性の高い教員の確保に努めます。

(4) - 1 : 外部専門家等の派遣

現在、特別支援学校や特別支援学級等の要請に基づき、必要に応じて理学療法士、臨床心理士、言語聴覚士、作業療法士、精神保健福祉士、社会福祉士等の外部専門家を派遣し、教職員が専門的な指導・助言を得るための事業を実施しています。

また、通常の学級には、特別支援学校のセンター的機能の活用を促進するために、作業療法士と連携した支援体制を拡充しています。

今後も、外部専門家等を派遣する事業を継続し、教職員が適切な指導・助言を得ながら、専門性を高めていくことができますようにします。

(4) - 2 : 教育的ニーズに応じた人材等の確保・活用

学習支援員や介助員、医療的ケアに携わる看護師、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールヘルパー等を引き続き配置（派遣）・活用し、一人一人の子どもの教育的ニーズに応じた適切な支援に努めます。

(4) - 3 : 地域の教育資源の組合せによる多面的な支援の充実

諸課題に対して、校内での解決が困難なケースに対しては、例えば中学校区の学校の特別支援教育コーディネーターや教職員同士が連携して対応に当たる、あるいは特別支援学校のセンター的機能を活用しながら対応するといった「域内の教育資源の組合せ（スクール・クラスター）」についても有効であると考えます。

こうした連携が図られるよう、小中一貫・連携教育の取組の中で情報交換する仕組みづくりを構築するなど、多面的な指導・支援体制の充実に努めていきます。

(4) - 4 : 私立幼稚園に対する支援

北九州市の幼児期における特別支援教育の充実を図るため、私立幼稚園が特別な教育的支援を必要とする園児を積極的に受け入れた場合の支援の充実を図り、私立幼稚園における受入れの促進につなげます。

また、幼児教育センターを設置し、特別な教育的支援を必要とする園児を受け入れる幼稚園等を支援する体制を構築していきます。

(4) - 5 : 就学前期の指導・支援の充実

特別支援教育相談センターに配置している早期支援コーディネーターは、幼稚園、保育所、認定こども園からの要請に応じた指導・支援を実施します。

学習面や生活面で課題を感じる就学前期の子どもや保護者が安心して小学校に入学し、適切な指導・支援を切れ目なく受けることができるよう、引き続き取組を推進していきます。幼児教育センターが設置されて以降は、当センターとの連携により各種相談に対して速やかに対応できるよう、相談支援体制の一層の充実を図ります。

#### 4. 障害者理解の促進（社会への働きかけの在り方等）

【主な重点項目】

- (1) 特別支援教育の理解促進（市民や関係機関、教職員、子どもたちへの情報提供）
- (2) 特別支援学校や特別支援学級の活動紹介
- (3) 「交流及び共同学習」の推進
- (4) 市民や企業の協力を踏まえた教材・教具・作品づくりなど

【状況】

障害の中には発達障害のように、外見では判断が付きにくい場合があります。そうした場合には、教職員等の周囲による気付きと早い段階からの適切な支援や配慮を行っていくことが極めて重要です。保健福祉局が実施した「平成28年度 北九州市障害児・者等実態調査」においても、発達障害児（者）の約6割が日常生活の中で障害を理由とした差別等を経験しているとのデータがあります。

障害のない子どもたちや地域の方々が障害特性や適切な支援の在り方を正しく理解し、「地域で暮らす仲間」として接することにより、個別の配慮を必要とする方が地域で生活する上での不安や、災害時の混乱等を最小限に食い止めることが可能になると考えます。

リーフレットや広報誌等による理解の促進も大事ですが、「参加型」の障害者理解の機会を増やしていくことやオリンピック・パラリンピック教育の成果を生かした活動を行うことも有効です。

企業に対する障害者理解の促進を積極的に行うことも、障害等により個別の配慮を必要とする子どもが将来、地域の一員として自立して暮らしていくためには必要です。

本プラン策定時に実施した企業向けのアンケート調査では、障害者雇用促進法の改正内容等の認知度や軽度の知的障害の生徒に対して就労に向けた教育を行う特別支援学校「北九州中央高等学園」の認知度が50 %程度という結果が出ています。

企業に対する本市の障害者施策等についての情報提供の在り方の見直しや実習先や就労先の新規企業開拓の推進など、一層の充実を図ることも必要です。

#### <目指す方向性>

##### (1) - 1 : 人権意識の向上

子どもたちや教職員等の人権意識の向上につなげるため、本市独自の人権教育教材集「新版 いのち」、「北九州子どもつながりプログラム」等を通じた障害者理解の促進を図っていきます。また、学校のみならず、家庭教育学級や生涯学習市民講座等の場面においても、人権意識の向上に向けた取組を進めていきます。

また、障害のある子どもの権利を守るためには、周囲の人権意識の向上が必要なことは勿論ですが、障害のある子どもが自ら苦手なことや必要な支援を意思表示できるような経験や態度の育成も必要です。このようなセルフアドボカシー（自己権利擁護）の支援についても促進を図ることが必要です。

##### (1) - 2 : 個別の配慮を必要とする子どもたちを地域で支える意識の向上

本市は、保護者や地域の諸団体のご協力の下、教育活動の充実を図っています。地域の教育的資源を活用した取組を行うことで、市民の間での障害者理解が進むとともに、障害等による個別の配慮を必要とする子どもたちを「地域の一員」として支えていく意識の向上につなげることができそうです。

また、子どもにとっても、地域ボランティアと幼少期から関わることで、将来自立した社会生活を送る際に、安心して地域で生活していくための基盤になるものと期待されます。

今後も地域とのつながりを大切にしながら、障害のある子どもが地域で生活しやすいことが、障害のない人にとっても生活しやすいという認識を深めることにより、子どもたちにとってよりよい教育環境の整備に努めます。

##### (1) - 3 : 就労支援等の充実

障害者の就労支援を担当する保健福祉局の北九州障害者しごとサポートセンター等とも連携して、本市の特別支援教育や障害者施策、障害者雇用に当たってのサポート体制などに係る情報提供を行うとともに、就労支援コーディネーターや就労支援アドバイザーによる実習先や就労先の新規企業開拓を積極的に行います。

##### (2) - 1 : 特別支援教育に対する理解の促進

特別支援学校や特別支援学級では、地域への学校開放、喫茶コーナーの開設（北九州中央高等学園で随時実施中）、バザー、製品販売会、「特別支援学校・特別支援学級合同作品展」、「風船バレーボール大会」をはじめとする障害者スポーツの実施などの理解・啓発につながる活動を行っています。

これらの機会をとらえて特別支援学校等における教育活動を知る機会を増やすことは、特別支援教育の意義や役割等についての理解を促進する上で大変有効であると考えます。

この他にも、ホームページ等を積極的に活用して市民や関係機関等に最新の情報を分かりやすく提供するなど、本市の特別支援教育に対する理解の浸透につなげます。

##### (2) - 2 : 子どもたちの頑張る姿を社会にPRする機会の確保

教育的ニーズのある子どもの中には、自分の気持ちや思いを個性豊かな作品や芸術活動・スポーツ活動等を通じて表現することが得意な子どもがいます。障害により思い通りに体を動かしたり、表現したりすることが困難な場合であっても、発表の機会や他者とコミュニケーションを図る場面や手段を多様に設定することは、教育的ニーズのある子どもの主体的な態度を引き出すとともに、自己肯定感を高める上で大変有効であると考えています。

そのため、本人・保護者の意思も尊重した上で、教育的ニーズのある子どもたちの活動を市民に発表する機会を設けるなど、障害者理解の促進と他者との交流の機会の創出を図ります。

##### (3) - 1 : 「交流及び共同学習」の充実

障害のある子どもと障害のない子ども、あるいは様々な年齢層の地域の方々との「交流及び共同学習」の機会を早期から組織的・計画的・継続的に設けて、相互理解・障害者理解の一層の促進につなげていきます。

また、子どもたちが一緒にスポーツを楽しむような場面では、障害の状態や環境等を十

分に踏まえながら子ども同士で話し合い、ルールや用具などの変更調整に取り組む機会を意図的に設けるなど、子どもたちが共生社会の在り方や障害者理解などについて主体的に考える機会に結び付けていきます。

(4) - 1 : 市民や企業との協働による教材・教具・作品の作成

特別支援教育においては、様々な教材・教具を扱いますが、その子どもの状態に応じて教職員が手作りすることも少なくありません。

地域の中には、木工や手芸などが得意な方もたくさんおられるので、市民センターのサークルや広報活動等を通じて教材・教具の作成などへの参加を呼びかけ、市民の皆さんに特別支援教育に対する理解を体験的に深めていただけるよう、積極的に機会を設定していきます。

5. 施設・設備面の整備（多様な学びの場の整備の在り方等）

【主な重点項目】

- (1) 教育的ニーズに応じた学校施設・設備の整備
- (2) 特別支援教育の対象者数の増加等への対応

【状況】

少子化に伴い、我が国の義務教育段階の子どもの数は毎年5～9万人ほど減少していますが、特別支援教育の対象となる子どもの数は毎年3万人ほど増加しています（この傾向は本市でも同様で、義務教育段階の子どもの数が毎年500～700人ほど減少しているのに対し、特別支援教育の対象となる子どもの数は毎年70～200人ほど増加しています）。

本市では、特に学校における知的障害のある子どもの在籍者数が増加の傾向にあり、知的障害を対象とする特別支援学校の過密化が課題となっています。また、子どもたちの障害の状態像や教育的ニーズの多様化についても顕著となっているため、それらに対応できる体制づくりにも取り組む必要があります。

平成28年4月の門司総合特別支援学校及び小倉総合特別支援学校の開校により、東部地域の知的障害及び病弱の特別支援学校については一定の改善が図られました。さらに、小倉北特別支援学校と北九州中央高等学園の移転・併置による建替えについても、令和3年3月に基本計画を策定し、整備が動き始めました。

西部地域では、増加傾向が続く知的障害のある児童生徒の受入れに向けた対応に関して、小池特別支援学校の改築や八幡特別支援学校の一部普通教室への改修により一定の改善が図られる見込みです。

一方、医療的ケアが必要な子どもの数が増えてきている西部地域の肢体不自由特別支援学校については、近隣の医療機関までの距離が離れているなど、緊急時の体制等について改善を求める意見もあります。

【障害のある児童生徒の増加等に伴う特別支援学校の施設・設備面の課題】

【課題】

- ・ 知的障害の児童生徒の増加傾向への対応
- ・ 在籍者数の増加に伴う教室やスクールバス台数、駐車場の確保
- ・ 知的障害のある子どもの運動量や安全面に配慮した運動場等の整備
- ・ 職業需要の変化に柔軟に対応するための作業学習の新たな種目の導入と教室の用途変更
- ・ 病弱の児童生徒受入れのための環境整備
- ・ 医療的ケアを必要とする重度・重複障害のある児童生徒増加への対応

<目指す方向性>

(1) - 1 : 施設・設備面の整備

特別支援学校、特別支援学級、通級による指導あるいは通常の学級での学習環境については、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の施行及び「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の改正、並びに文部科学省から示されている「学校施設整備指針」及び「特別支援学校設置基準」等も踏まえて、引き続き整備を図っていきます。

また、学校は教育を行う施設であると同時に、選挙時には投票所、災害時には避難所など、地域生活に直結した様々な役割を果たす場でもあることから、学校施設の改修等の際などには、建物の構造的に可能な範囲で、その学校で学ぶ子どもたちはもちろん、市民も安全かつ快適に利用できる学校施設・設備の整備に努めます。

### <具体例>

- ・ 学校新設時等のバリアフリー対策（エレベーターの設置など）
- ・ スロープや階段手すりの設置

#### （１）－２：教育環境の整備

教育的ニーズがある子どもたちへの支援に当たり、タブレット端末をはじめとする種々のICT機器等の支援ツールの活用が期待されています。

GIGAスクール構想による1人1台端末の整備を踏まえて、子どもの実態や学習状況、社会の要請等に応じた教育環境の整備について、引き続き取り組んでいきます。

#### （２）－１：特別支援学級の設置

① 知的障害のある子どもたちが公共交通機関を利用して他校に通学することが困難である状況等を踏まえ、知的障害特別支援学級の設置を必要に応じて適切に進めていきます。

② 自閉症・情緒障害の特別支援学級に在籍する子どもたちは、知的な遅れがないことから、自立活動以外の学習は通常の学級の教育課程に基づいて行っています。

必要に応じた適切な設置を進めていくとともに、通常の学級に在籍する発達障害等のある児童生徒の支援については、通級による指導の整備（特別支援教室への移行）に伴う学びの場の検討とともに、校内の支援体制による個別の支援や支援員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の配置（派遣）・活用により十分に配慮するようにします。

③ 前項の他、学校教育法第八十一条に示される障害種に対応するための特別支援学級の設置については、個々の障害の状況や教育的ニーズ等を十分に考慮するとともに、地域の学校の設備や近隣の状況、今後のニーズ等を多面的に把握した上で、全市的かつ中長期的な視野から個別に検討します。

#### （２）－２：特別支援教室（通級による指導）の設置

通級による指導の場の整備については、通級指導設置校に通うことなく、在籍校において特別な指導を受けることができる「特別支援教室」の導入を計画的に進め、子どもたちが学習・生活の場面で感じる不安や悩みの解消に結び付けていきます。

#### （２）－３：特別支援学校の再編整備

① 特別支援学校の再編整備を検討する際には、新築・移転、現地建替えや学校の統合等によって使われなくなる校舎等の有効活用など、「特別支援学校設置基準」を踏まえて、子どもたちが通学しやすく、学びやすく、快適な特別支援学校の整備に努めます。

② 今後の特別支援学校の環境整備は、これまで実施した再編整備によって得られた効果等も十分に生かした形で検討を行います。

その際には、知的障害特別支援学校の大規模化の解消を視野に入れながら、余裕教室の確保、スクールバスの運行を含めた通学の利便性、医療機関との連携の取りやすさなどを十分に考慮します。

③ また、特別支援学校の生徒が学校を卒業した後に、自立した社会生活を送れるように育成していくことは極めて重要です。

そこで、北九州中央高等学園の移転・建替えに当たっては、全市的な職業教育の充実が図られるよう十分に考慮します。